

第14回

高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成14年2月26日開会

平成14年2月26日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第14回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録目次

| | |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 議員席次 | 1 |

第1日（2月26日）

| | |
|------------|----|
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 議事日程 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 議席の一部変更の件 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 議案の上程 | 5 |
| 上岡管理者 | 5 |
| 質疑 | 9 |
| 採決 | 27 |
| 閉会のあいさつ | 27 |
| 上岡管理者 | 27 |

巻末掲載文書

| | |
|------------|----|
| 議席の一部変更（案） | 29 |
| 議案の提出について | 30 |
| 議決一覧表 | 31 |

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副議長

議 員

議 員

議 員

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第2号

第14回高知県・高知市病院組合議会定例会を、平成14年2月26日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

平成14年2月19日

高知県・高知市病院組合管理者 上岡 義隆



議 員 席 次

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 池 脇 純 一 君 | 2番 | 今 西 清 君 |
| 3番 | 小 原 敏 一 君 | 4番 | 川 添 義 明 君 |
| 5番 | 川 田 雅 敏 君 | 6番 | 吉 良 富 彦 君 |
| 7番 | 楠 本 正 躬 君 | 8番 | 久 保 昭 一 君 |
| 9番 | 小 崎 千 鶴 子 君 | 10番 | 下 本 文 雄 君 |
| 11番 | 土 森 正 典 君 | 12番 | 中 内 桂 郎 君 |
| 13番 | 中 澤 は ま 子 君 | 14番 | 西 森 潮 三 君 |
| 15番 | 牧 義 信 君 | 16番 | 元 木 益 樹 君 |

第14回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成14年2月26日（火曜日） 会議第1日

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 池脇純一君 | 3番 | 小原敏一君 |
| 4番 | 川添義明君 | 5番 | 川田雅敏君 |
| 6番 | 吉良富彦君 | 7番 | 楠本正躬君 |
| 8番 | 久保昭一君 | 9番 | 小崎千鶴子君 |
| 10番 | 下本文雄君 | 11番 | 土森正典君 |
| 12番 | 中内桂郎君 | 13番 | 中澤はま子君 |
| 14番 | 西森潮三君 | 15番 | 牧義信君 |
| 16番 | 元木益樹君 | | |

欠席議員

2番 今西清君

説明のため出席した者

| | |
|----------------------------|--------|
| 管 理 者 | 上岡義隆君 |
| 副 管 理 者 | 吉岡諄一君 |
| 出 納 長 | 溝渕良一君 |
| 監 査 委 員 | 佐々木義明君 |
| 理事（院長予定者） | 瀬戸山元一君 |
| 事 務 局 長 | 山下司君 |
| 事 務 局 次 長 兼 総 務 企 画 課 長 | 吉岡和夫君 |
| 参事（看護プロジェクト・チーム長） | 中村静子君 |
| 事務局整備推進課長 | 福留勝丸君 |

議会事務局職員出席者

書 記 村 山 龍 一 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成14年 2 月 26 日 (火曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議席の一部変更の件

第 3 会期の決定

第 4

議第 1 号 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算

議第 2 号 平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第 3 号 高知県・高知市病院組合理事(院長予定者)の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案



午前10時00分開会 開議

○議長(久保昭一君) ただいまから平成14年 2 月高知県・高知市病院組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それと、本日は議案に限り御審議をお願いすることといたしたいと思っておりますので、御協力をよろしく申し上げます。



諸般の報告

○議長(久保昭一君) 御報告いたします。

小崎議員、吉良議員、今西議員から、少しおくれるとの届け出がありました。



会議録署名議員の指名

○議長（久保昭一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

3番 小原 敏一 議員

4番 川添 義明 議員

10番 下本文雄 議員

をお願いいたします。



議席の一部変更の件

○議長（久保昭一君） 次に、日程第2、議席の一部変更の件を議題といたします。

去る2月6日議会臨時会におきまして、議長、副議長の改選が行われましたところですが、この際議席の一部を変更いたしたいと存じます。

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更（案）のとおり、議席を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。

準備のためしばらくお待ちください。

（議席の移動）

（議席の一部変更（案） 卷末29ページに掲載）



会期の決定

○議長（久保昭一君） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期はを、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決しました。



議案の上程

○議長（久保昭一君） 日程第4、議第1号平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算から議第3号高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案まで、以上3件を議事の都合上、一括議題といたします。

（提出書 巻末30ページに掲載）

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（上岡義隆君） 本日、議員の皆様方には御出席をいただきまして、平成14年2月高知県・高知市病院組合議会定例会が開かれますことを厚く御礼を申し上げます。

高知医療センターの整備につきましては、平成16年度中の開院に向けまして、本年度情報企業の選定、あるいは本館の実施設設計の完了、事業の1次審査等を行ったところでございます。これから今年度末にかけてまして、事業者の2次募集要項の公表、あるいは統合情報システムの基本計画の策定、事業用地の取得などを行ってまいります。

平成14年度は事業者の選定、基本協定の締結、あるいは契約締結等を行いまして、年度後半には本館の建築工事に着手するとともに、現在の2病院からのスムーズな移行に向けた取り組みを進めてまいります。

また、今年度に病院施設用地として、起債による取得を予定しておりました用地の一部につきまして、長期の治療が必要な子供さんやその家族が宿泊する施設の用地として、県、市の負担金により取得することを予定しております。

高知医療センターにつきましては、患者さんが主人公という考え方のもとで、高度な医療を普段着感覚で提供できる県民、市民の病院を目指しましてその整備に努めてまいりますので、議員の皆様方には今後ともよろしく御指導をお願い申し上げます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明をいたします。

まず、予算案は平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算と平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算の2件でございます。

このうち、平成14年度の病院事業会計予算は、先ほど申し上げました主要な施策を行うために、総額で8億5,200万円余りを計上してございます。

また、平成13年度の病院事業会計補正予算は、県、市からの派遣職員の人件費相当額の負担金などを増額いたしましたほか、先ほど申し上げました用地取得の変更に伴います土地取得費の減額など、総額3億7,400万円余りを減額するものでございます。

条例議案は、高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案で、高知県職員の例に準じて理事（院長予定者）の期末手当について必要な改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては事務局から御説明いたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決

を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（山下 司君） それではまず、平成14年度当初予算について御説明をさせていただきます。

予算議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど管理者からも申し上げましたとおり、平成14年度は用地取得やPFI事業の推進、また統合情報システムの整備や組合運営に要する経費など、8億5,267万3,000円の収入、支出予算を計上いたしております。予算の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

まず、第5条の企業債は、統合情報システムの実施設計の策定委託料9,300万円を予定いたしております。

第6条で一時借入金の限度額は9,300万円といたしております。

2ページをお願いします。

第8条で重要な資産の取得としまして、チルドレンハウス用地の取得を計上いたしております。これはドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン デン・フジタ財団の御厚意によりまして、長期の治療が必要な子供さんやその御家族のための滞在施設を病院の隣接地に建設していただけることとなりましたため、その用地を取得するものでございます。なお、この用地につきましては、平成13年度に病院事業債を充当して取得する予定でしたが、国との協議の結果、病院事業債の充当が認められませんでしたので、県、市の負担金で平成14年度に取得するものでございます。

3ページをお願いいたします。実施計画でございます。

収入につきましては、企業債9,300万円、県、市からの負担金7億5,896万8,000円、雑収入70万5,000円を見込んでおります。

支出につきましては、議会費、一般管理費等、建設改良費を8億5,239万3,000円、予備費を28万円計上いたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。資金計画でございまして、14年度の資金の動きをまとめたものでございます。

受入資金は10億267万6,000円を予定いたしておりまして、企業債が情報システム実施設計分といたしまして9,300万円、負担金が14年の負担金額から同じく14年の人件費相当額を除きました6億8,140万円、雑収入が70万5,000円、前年度未収金——平成13年度の人件費相当額でございますけれども6,862万8,000円、一時借入金限度額と同額の9,300万円、予算外収入——所得税等の預り金でございますけれども1,400万円、繰越金が5,194万3,000円。

支払資金につきましては9億859万1,000円を予定いたしておりまして、建設改良費が6億8,108万円、前年度未払金が1億2,051万1,000円、一時借入金9,300万円、予算外支出が1,400万円でございます。

差額の9,408万5,000円につきましては、未払金の財源となるものでございます。

平成13年度と比較いたしまして大きな減額となっておりますけれども、これは平成13年度に54億円余りで病院用地の取得費を計上しております関係から、受入資金の企業債及び一時借入金、支払資金の建設改良費及び一時借入金が大きく減額となったためでございます。

5ページ以降が給与費明細書でございます。

昨年当初との比較でございますので、8月に着任いたしました管理者分の給与費が増加となっております。また、次のページの6ページでございますとおり、普通昇給に伴います増額、制度改正によります期末手当の減額がございまして、給与費合計では4,901万3,000円となっております。

ちょっと飛びますけれども、次に、11ページをお願いいたします。予算内容の説明でございます。

企業債は、先ほど申し上げました情報システムの実施設計に充当するものでございます。構成団体負担金は、チルドレンハウス用地の取得費に充てます土地取得費負担金、病院整備費負担金、組合の運営費負担金を合わせまして7億5,896万8,000円でございます。雑収入は、預金利子とその他雑収入で70万5,000円となっております。

12ページ以降が支出でございます。

議会費は議員16名の報酬のほか、旅費や会議録の印刷製本費等の事務費で530万2,000円でございます。一般管理費は職員3名の人件費及び消耗品費等の事務費でございまして、1億5,647万5,000円でございます。なお、委託料の100万円につきましては、来年度、現中央公民館に引っ越しを予定いたしておりますので、その運搬経費を計上いたしております。

また、負担金7,756万9,000円は、県、市からの派遣職員の人件費相当額及び両病院関係職員の時間外手当相当額でございます。

監査委員費は監査委員2名の報酬と事務費で14万3,000円でございます。

施設整備費は病院の整備にかかわります経費を計上いたしております。

主なものは、14ページの委託料に計上いたしておりますけれども、PFIアドバイザー一業務委託料7,577万5,000円、情報システム実施設計委託料9,374万4,000円、新病院で工業用水を使用いたしますため、工業用水を引くための中継施設の実施設計委託料77万8,000円、両病院の現況を把握するための調査委託料2,000万円等を計上いたしております。

なお、工業用水の中継施設につきましては、東部の環境センターまで伸びております工業用水の配水管から新病院に工業用水を引くため、貯水タンクやポンプを整備するものでございまして、配水管の本管から受益施設までについては受益者が整備することとされておりますため、当組合において整備しようとするものでございます。

また、負担金には、両病院の業務を新病院開院に向けて統一していくため、カルテの統一を初めとする両病院の移行業務への負担金2,000万円を計上いたしております。

そのほか、病院本体の実施設計や用地取得費に充当いたします企業債の利息 1 億 3,389 万 1,000 円に、プロポーザル審査委員会の委員報償費や旅費、会場借り上げ料等の事務費を合わせまして、施設整備費総額 3 億 6,867 万 8,000 円でございます。

資産購入費は、先ほど申し上げましたチルドレンハウスの用地取得費 3 億 2,179 万 5,000 円でございます。

15、16 ページは、予定貸借対照表でございます。

15 ページが平成 13 年度末の予定貸借対照表でございます。平成 13 年度の補正予算についてのもと同じでございますけれども、当組合は現在病院を建設中でございますので、有形固定資産もすべて建設仮勘定に整理をいたしております。

資産といたしましては、建設仮勘定が 61 億 6,656 万 2,000 円、電話加入権が 7 万 2,000 円、現金預金が 5,194 万 3,000 円、未収金が 6,862 万 8,000 円で、合計 62 億 8,720 万 5,000 円でございます。

負債は未払金が 1 億 2,051 万 1,000 円でございます。自己資本金 2 億 9,369 万 4,000 円と企業債の 58 億 7,300 万円を合わせまして、負債資本合計が 62 億 8,720 万 5,000 円となっております。

16 ページが平成 14 年度末の予定貸借対照表でございます。

建設仮勘定、自己資本金、企業債を追加し、平成 14 年度末の現金預金、未収金及び未払金を計上いたしました結果、資産合計、負債資本合計は 71 億 8,997 万 5,000 円となっております。

続きまして、平成 13 年度補正予算でございますけれども、17 ページをお願いいたします。

当初 9 月に予定をいたしておりました用地取得が 3 月になったことによります企業債利息の減額や、チルドレンハウス用地の取得が平成 14 年度になったことによります土地取得費の減額、また派遣職員の人件費相当額負担金の増など、合わせまして 3 億 7,408 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。

企業債と 18 ページの重要な資産の取得については、チルドレンハウス用地の取得が平成 14 年度になったこと等に伴いまして、減額及び取得面積の減の補正をお願いするものでございます。

19 ページをお願いいたします。

19 ページが実施計画でございますけれども、収入では企業債を 3 億 4,500 万円減額、負担金を 2,908 万 2,000 円減額し、支出では人件費相当額負担金の増などに伴い、一般管理費を 1,952 万 9,000 円増額し、企業債利息の減などに伴い、施設整備費を 5,309 万 7,000 円減額、また土地取得費を 3 億 4,051 万 4,000 円減額するものでございます。

20 ページが資金修正計画でございます。受入資金の企業債、負担金及び支払資金の建設改良費を減額いたしております。

なお、予算外収入、予算外支出の増額は、管理者の給料及び P F I 審査委員会委員報償

費からの所得税等の預り金を計上したものでございます。

21ページ以降が給与費明細書でございます。

報酬の1,000円増額は、議長が2月6日に交代したものに伴うものでございます。手当の16万円の減額は、3月支給分の期末手当を0.05減額することに伴うものでございます。

次に、ページ飛びますけれども、27ページをお願いします。収入予算の内容でございます。

企業債の減額3億4,500万円は、チルドレンハウス用地分の減額等に伴うものでございます。

負担金は土地取得費の減額に伴います土地取得費負担金の減51万4,000円、企業債利息の減額に伴います病院整備費負担金の減額4,809万7,000円及び派遣職員の人件費相当額等の増額に伴います運営負担金の増1,952万9,000円を合わせまして、2,908万2,000円の減額となっております。

28ページが支出予算の内容でございますけれども、御説明申し上げましたとおり、議員報酬や人件費相当額負担金の増額、企業債利息や土地取得費の減額に事務費の補正を合わせまして、3億7,408万2,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

別冊の予算外議案の1ページをお願いいたします。

この改正でございますけれども、条例第9条第2項に定める12月の期末手当支給率を「100分の160」から「100分の155」に改めますとともに、平成13年度につきましては、特例といたしまして3月の支給率を0.05分減額するものでございまして、いずれも県職員の例に準じて改正をするものでございます。

以上でございます。



質 疑

○議長（久保昭一君） これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

○12番（中内桂郎君） ちょっと基本的な、幼稚なことかもわからんけど、1ページのこの企業債と一時借入金のこれ、妙に誤って対応しやせんろうか。補正のところでもそうですけど、いわゆるこの限度額と一時借入金の金額を去年も指摘をしてはいるけど、同じ数字に合わしておくというのは。この一時借入金というのは、本来でしたら、運転資金に足りない分を、こればあしか一遍に借りれんぜよというのが一時借入金の基本と思うけど、これ見たら何か短期借入金のような感じを受けます。これについてどういう解釈を

しております。

○事務局長（山下 司君） 昨年の定例会におきましてもご指摘を賜ったというふうに聞いております。それで企業債、今回9,300万円を計上いたしておるわけでございますけれども、この借入時期、年度末になろうかと思えますけれども、その時期につきまして、その収入の時期が確定をしてないと、こういうところで一時借入を生じる必要があるという場合を想定いたしまして、この起債の同額につきまして一時借入金限度額を今回設定をさしていただいたものでございます。

○12番（中内桂郎君） いや、ここへ3条、4条で上げて来ないかん一時借入金というのは、あくまでも運転資金というのが基本ですから、本来の経理のあり方としては、起債とは別個のもんです。だから、補正予算を見よっても、そういうような解釈の仕方の違いで、やはり起債の限度額となっている。また補正の方へ行くと——この限度額を補正で直したかどうか知らんけど——当初の限度額と実際に借り入れた額の差があって、最後にそれを補正で修正してこの限度額の予算に合わしておるということは、妙にちょっと矛盾をしますがね。あくまでも一時借入金というのは、この額を超えたら経営上困るからこれで抑えにゃいかんというのが基本ですから。これはちゃんとしちよかんと、今後の運営に大きな支障、経理上困ると思えますけど、その辺はどうです。

○事務局長（山下 司君） 一時借入のあり方につきましては、御指摘のことが基本だというふうに考えております。それで、現在につきましては、新病院の開院に向けまして順次ステップを踏んでおるわけでございますけれども、そんな中で資金的には運営費等々、それが一時借入の基本になることは承知いたしておるわけでございますけれども、途中の資金的なところにつきましては、基本的には構成団体であります県、市からの運営負担金によって収支といいますか資金が賄えるんじゃないかというふうに考えておまして、先ほど申し上げましたように、起債につきまして本来性格異にするものかもわかりませんが、起債の確保の時期によりましては資金的に不足を生じるおそれがあるというところで、今般こういう計上をさしていただいたと。

なお、4ページの資金計画のところについても、同様の御指摘が昨年あったというふうに聞いておるところでございますけれども、そのところにつきましても同じく一時借入金ということで、9,300万円を受入資金、支払資金、両方に計上さしていただいております。

○12番（中内桂郎君） 余りくどくどは聞きたくないけど、企業債が云々という話ですけど、その間にほいたら金が足らんで借ってきて、企業債がほいたら認められたらどうします。その間のやりくりで一時借入金を計上するよって、ほいたら企業債が結局確定しなかった場合には、この一時借入金というものは本来の筋からいうたら、今の説明と、また矛盾をしてくると思うがね。そりゃ、専門書を見たら一借というのは短期借入金のことじゃというようなことも書いておりますけど、少なくともこの予算書に上げてくる第6条の

一時借入金というのは、あくまでもそれとは別個のもんですから、これはやはり今後直しておかんといかんと思います。

○事務局長（山下 司君） 御指摘いただいたことを基本に、今後整理をさせていただきたいと思います。

○12番（中内桂郎君） だから、この一時借入金というのは、予算の中に出てこん数字ですからね、最終的には。だから、こういうことをしよったら数字が違ってくるから。

（「そこんとききちんとしとかないと、会計上」と言う者あり）

○15番（牧 義信君） チャイルドハウスの件ですが、予算にかかわる問題なんで、前個別には皆さんも資料もいただいておりますんじゃないのかと思うんですけど、全体への報告はちゃんとしましたかね、この議会に。その詳細ですわね、例えば面積だとか、中身とかという分については。

○事務局長（山下 司君） 当施設の誘致、これが決定する時点におきまして、各議員さんにペーパーでまとめて御説明した上でお渡しをしておったというふうに記憶いたしております。

○15番（牧 義信君） いや、ペーパーでもらった記憶はあるんですけど、一応ちょっと聞きたいのは、13年度起債を見込んでおったところが、国との話がいかいで結局負担金で買うと、その見込みの違いというのはどういうところから出てきたんですか。

○事務局長（山下 司君） 見込みの違いといいますか、この用地を含めて国の方に起債の充当をずっと働きかけてまいっております。そんな中で、この敷地につきましては、最終的に現時点ではどうしても起債は認められないという決定を、国の方からいただきました。そういうことで、年度ぎりぎりまで折衝してまいったわけですが、起債の充当がかなわなくなったと。こういうことで県、市からの負担金でこの用地を買い取ると。こういうことで13年度予定しておったものが、14年度に予算を編成替えさせていただいたと。こういう……

○15番（牧 義信君） 今言うた話はさっきの説明でわかってるんですが、要するに国がなぜ起債を認めなかったかなんですよ。国の言い分ちゅうのがあるんじゃないのかと思うんですが。というのは、このチルドレンハウスというのは病院事業とある意味で一体のもんであったとしたら、それも含めて企業債で認めるということを国は認めたと思うんだけど、それをしなかったということは、何らかの形でこれとは別個の問題だという判断が国の側にあったのではないかと思うんです。ちょっとそこが気になるんですが、どうですか。

○事務局長（山下 司君） 我々病院組合といたしましては、当施設につきまして、御指摘にもありましたけれども、病院と一体のものということでずっと働きかけをしてまいりました。ところが、国の方ではこれまでこういう施設の例が日本でまだないと、また病院と一体というところの解釈について、現時点では一体というふうに認めることができない

と、こういうことで起債の充当は最終的に認められなかったと、こういうところでございます。

○15番（牧 義信君） もう少しそのところを、なぜ一体のものと認めないのか。つまり、病院組合の議論が通じなかったというのは、国の考えが俗に古く、かたいからだめだったのか。それとも、例えば事業そのものとの関係でチルドレンハウスの中身そのものが、簡単に言えば公的な病院の機能の部分としては認められないという、何か法的な問題、制度的な問題として疑義なりがあると判断をされたのか。どちらが正しいかとは単純に言えないけども、もしそこに何らかの疑義があるんだとしたら、我々としてもそうはいはいというわけにもいかんことになってきますが。それが心配なんですよ。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） ちょっと補足をさせていただきます。まず、1つには厚生省の方の考え方がございまして、実は厚生省で平成10年度に補正でこういった滞在型施設に対する補助ということをやった実績がございます。と申しますのは、こういった子供さんの滞在型施設というものが小児医療、母子医療といったことに非常に有益であるということ認めた上で、厚生省として病院の医療と一体として考えていいのではないかとということで、補助を10年度補正でやった実績がございます。そういった中で、総務省の方に行きましても、今事務局長が、申し上げましたとおり、厚生省でそういった補助ということも認められたことがございますということもあわせてお話を申し上げまして、非常に自治体病院の医療ということに有益であるということについては理解するけれども、ただ企業債ということからしたら、企業債を判断することまでには現時点では至らないということで、結局こういう形で企業債としては断念せざるを得なかったということで、そういう有益性につきましては、総務省につきましても認めていただいております。

○15番（牧 義信君） 要は、総務省の頭がかたかったという判断ですか。

（「そういうことそういうこと」「古いということ、まだ」と言う者あり）

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） 御指摘の点につきましては、まだやはりまず日本で国立で1つできたばかりでございますので、御指摘のような、まだ時期的にそういったことが完全に判断、行政としてしていただけなかったということだと……。

○15番（牧 義信君） 前に、個別に説明聞いたときじゃったろうか、この財団が建てる分に当たって、国の用地については買い取らせるような格好で云々とかという話を聞いた記憶があるんだけど。つまり県、市が負担金を出して病院組合が買った3億円何がしかの土地は、ここの関係では無償貸借で貸すんでしょう。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） そうでございます。

○15番（牧 義信君） ほかにやったところの部分でたしか言いよった、国との関係で言えば、買い取らせたんですかね。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） せたがやハウスの場合には無償で貸与というこ

とで折衝がずっとあっておりまして、最終的に財務省の方からの話の中で財団の方が買い取らざるを得ないという形になったということで、その部分についてはちょっとコミュニケーションが十分でなかったというふうなことも反省を踏まえてお聞きをいたしました。

○15番（牧 義信君） 僕らが聞いている話で言えば、このチャイルドハウスというのは、さっき言うたように病院と一体となって今後どうしても必要な施設で、言うたら財団の方がやっていただけると、お願いもしてやっていただけるという点からいうて、土地は無償貸借でという話になってきたというふうに聞いとります。ただ、今も言うように、国の姿勢というのが単に古いのかどうかということだけでいいのかなあという気が。さっき言った、せたがやハウスですか、国の土地というのはある意味で国民の土地で、片一方財団というのは一定の目的を持って活動しているんだとしたら、その部分については財団に買い取らせたという対応の仕方という点から見て、本当にただ国の考え方が古いのかなだけでいいのかなという、妙に疑念が残るんだけど、どうなんでしょうか。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） 国のせたがやハウスでの経緯というのは国の方から当然お聞きはいたしておりませんので、私どもとしては類推する域を出ないわけですが、ただこのチャイルドハウスにつきましては、建物から運営まですべて財団の方がやっていただけるということでございますし、高知県、高知市のように少子化が進む中で言いますと、高知医療センターの医療を運営していく上でも非常にありがたい施設じゃないかなというふうに思っております。そういった費用対効果という考え方からしますと、やはり用地の無償提供といったような誠意と言ったらおかしいですけども、そういった対応ということはやはりするべきではないかなというふうな考え方です。

○15番（牧 義信君） そちらの説明が、その中身として本当に間違いなければそうだと思うんですよ。つまりお願いをして、例えば逆に財団にこちらの土地を買い取れなんて言ったら多分来なかつたろうというふうには思いますから。ただ、今までの経過上の整理の仕方、つまり相手が国であろうが、病院組合であろうが、例えば県であろうが、市町村であろうが、つまり公の土地との関係で、対財団との関係を増しますというのが気になるんですよ。つまり国だったらそれは国民のもんだし、県だったら県民のもんという、ある意味で非常に貴重な財産ですから。それと財団との関係、あるところでは買い取りをさせ、あるところは無償貸借というあたりの今までの経過上の問題というのが、ただ単に国の方が頭が古いのかなというだけでいいのかなという気がしてしゃあないんだということなんです。今言ったように建物から運営まで全部財団の方がやっていただけるということなんだけど、この誘致に当たって、財団との関係で、それ以外の何らかの約束っていうのはあるんですか。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） 基本的には財団のチルドレンハウスの趣旨にのっとった運営をしていくということ以外には、先ほどの用地の無償貸与以外には格別お聞きはいたしておりません。ただ、ここの運営ということにつきましては、それぞれ先生方

に御報告したときのペーパーにも書いてございますが、運営について公正、それから適正を期するために有識者等での運営協議会というようなことでやってくださいというようなお話はあっておりますけれども、特に先生御指摘のような何らかの後で出てくる約束、そういうことはないと理解しております。

○15番（牧 義信君） 具体的に言うと、何らかの形で文書なりで契約をするとかいうような中身はあるんですか。無償貸借ですから、例えば土地の関係でも一定の契約は交わさないかと思っておりますけれども、今言われた運営の問題について、その他のことでの契約なり、覚書なりというのはもう既に交わしたのか、あるんだったらそれちゃんとはっきりさせてほしいんですけど。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） 誘致が決定した段階でございますので、まだ内容的には全くこれから詰んでいくことになりますので、そういったペーパーで交わしたものであるとか、口頭でお約束したものであるとか、そういったものは現時点では確たるものはございませんので、そこにつきましては、今後この事業が進んでいく過程で当組合議会に御報告しながらやっていくということになるかと思っております。

○15番（牧 義信君） 一応今までの経過を信用しますけれども、ちょっと気になるさっきの点のことがありますので、やっぱりその約束事があるんやったら全部きちんと明らかにしながら進めていってほしいと思います。

それと、ページ数で言うたら14ページのところなんですけれども、ちょっと聞き漏らしたんですが、負担金の2,034万7,000円のところに2つ説明が書いてますが、病院学会等参加負担金と両病院移行業務負担金、これそれぞれ何ぼになるんですか。

○事務局長（山下 司君） 両病院移行業務負担金が2,000万円でございます。そして、上下逆になりますけれども、日本病院学会等参加負担金が34万7,000円という内訳になっております。

○15番（牧 義信君） その上のところの機能現況調査委託料も2,000万円てさっき言われましたかね。

○事務局長（山下 司君） はい。

○15番（牧 義信君） もう1つ上のところの委託料の部分の病院機能現況調査委託料っていうのも、これ2,000万円と言われたかね。

○事務局長（山下 司君） そのとおりでございます。

○15番（牧 義信君） このそれぞれはどこにどうするどういうお金ですか。

○事務局長（山下 司君） まず、最初の両病院移行業務負担金でございますけれども、両病院移行業務負担金につきましては主に両病院のカルテの統一のための経費になっております。それで病院組合で2,000万円て予算化するわけでございますけれども、それぞれ両病院でも1,000万円ずつ予算化をいたしまして、その1,000万円ずつにつきまして病院組合の方からその必要経費として――両病院では収入という形になるわけですがけれども、負

担金という形で支払うと、こういう関係になっております。

それから、病院機能現況調査委託料でございますけれども、これにつきましては両病院、これの意識調査、業務調査、それをそれぞれ現況調査するわけでございますけれども、これにつきましては病院組合の方で2,000万円予算化いたしまして、それぞれその必要経費、これを両病院へ、病院組合が委託先にその経費を総額支払うと、こういう関係になっております。

○15番（牧 義信君） そうしたら、その下の両病院移行業務負担金というのは、ここで組んだ分が1,000万円ずつ、結果としては両病院に行くということになるわけですね。

もう一点、工業用水中継施設のさっきの説明なんですけど、東部環境センターへの配管から引いてくるのが最も合理的なんですか。というのは、あそこを浦戸湾を渡って工業用水が一定部分行っちゃうと思うんですけど、その分が今度工業用水道会計のときの説明の分で新たに配水管、送水管か、を今度新設をしますわね、太平洋セメントの関係なんかがあって。その部分の強化というのも先々は考えていかないかんというふうに言ったわけだけども、そのルートとの関係ではどうなるんですか。

○事務局長（山下 司君） 少しこれ図面細くって見ぬくいかもわかりませんが。

○15番（牧 義信君） 見えません。

（「ここへ持ってきてや」「順番に回したらええ」「仁井田まで布設するんやろう、工業用水」「太平洋セメントは別個、別個にせんととまったとき困るから」と言う者あり）

○事務局長（山下 司君） それで、黄色が県の企業局が配管しております本管でございます。ここに、東部のし尿処理センターがあるわけでございますけれども、これは市がし尿処理センターのために設置をしております枝管でございます。そこから分かれて新病院、ここへ引いていこうと、こういうことでございますけれども、市の承諾を得て受益者負担という形で病院組合がその配管をしないと、こういうことで、コスト的にもその絵で見ていただきましたとおり、非常に距離も短いですし、経費的にも安価にできると、こういう考えでその部分をやっていきたいと、こういうことでございます。ただ、高低等の関係がございまして、受水タンクまたポンプアップ等、こういうものが必要だと、こういうことになっております。

○15番（牧 義信君） 要するに最も合理的な部分だということ、当然そうなんだろうけど、それをとる余裕っていうのは十分ある話だと思いますけど、要は太平洋セメントが使う部分との関係で、新たに引く管をさらに再延長しなければつじつまが合わないということではないわけですね。

○事務局長（山下 司君） はい。

○15番（牧 義信君） 現況でええということですね。

同じ14ページのアドバイザー業務委託料、これ何遍も聞いてますが、7,577万円です

か、この部分の、もう一遍どこにどういうという内訳をちょっと聞きたいのと、委員報酬分がどっかに含まれていたというふうに思うんですが、その点どうでしょうか。

○事務局長（山下 司君） まず、アドバイザー業務委託料でございますけれども、総額7,577万5,000円でございます。それが内容的には3つございまして、法律関係で2,100万円、財務関係で3,327万5,000円、そして医療関係で2,150万円という内訳になっております。

それから次に、PFI関係の経費でございますけれども、報償費、旅費交通費等々でございますけれども、1,088万5,000円、これを計上させていただいております。そのうち報償費につきましては462万5,000円、旅費交通費527万6,000円、そして会場借り上げ料等約100万円というふうになっております。

○15番（牧 義信君） そのリーガル分と財務の分それから医療の分、それぞれ相手先もちゃんと教えてほしいんですけれど。

○事務局長（山下 司君） 法律につきましては三井安田法律事務所でございます。それから、財務でございますけれどもパシフィックコンサルタント、それから医療につきましてはアイテック、この3社というふうになってございます。

○15番（牧 義信君） この3社、最初っから全部これで来ましたかね。

○事務局長（山下 司君） 財務につきましては、当初PWCというところをお願いをしておりました。それで、新年度につきましては財務アドバイザーリーを変更いたしまして、先ほど申し上げましたところをお願いしたいというふうに考えたところでございます。

○15番（牧 義信君） このアドバイザー料というのは、PFIでいくことを前提にしながら行けば、その専門的な能力とかということに払わなければならない経費と、こうなってくるわけだけど、まさにどの程度の専門性かという判断において、我々、つまり委託する側がその判断をなかなか持ち切れてないと思うんですけど。たださっき言ったように財務の関係がPWCからパシフィックコンサルタントにかわったというのは、それはなぜなんですか。

○事務局長（山下 司君） 当初PWCに財務の方をお願いをしたわけでございますけれども、まさに今若干御質問の中にもございましたように、最初の段階、特に実施方針を策定した段階、またその後の特定事業選定に至るまでの段階、ここにつきましては非常にPFIの理論的などところとの整合性、特にこの病院PFIというのが日本で初めての例でございます。そういうことで、大きな枠組み、この整合性というのを重視して、その第一人者としてのPWCをお願いしてきたと、こういうところでございます。それで順次ステップを踏みながらやってまいったわけでございますけれども、その過程の中で現在まさにそうなのでございますけれども、非常に各論、細かいところに重点が移ってきた中で、その重点が移ってきたところに最適のアドバイザーということで今般新年度からはそのところをお願いをしたいと、こういうことでPWCからパシフィックコンサルタントというふうに考えたところでございます。

○15番（牧 義信君） PWCの方が基礎理論というか、さもかわったのが当たり前というふうに言われたみたいに聞こえましたけど、皆さん自身も途中でかわるもんだと思ってたんですか。

○副管理者（吉岡諄一君） 最初にPWCにお願いするということで、それぞれ議員の皆さん方にそうしたこの会社の特徴なりを御説明を申し上げましてここに委託をした経緯がございます。その際、途中でかわるかどうかということが念頭にあったかということなんですが、正直申し上げまして念頭にはなかったと言った方が正確だろうというふうに思います。ただ、この事業というのは先般来御報告しておりますように、何らかの状況が起こったときに、例えばこの議会に説明したそのことに対して御指摘があったときに、ほかの事業でしたら、埼玉県の例ではその際にはこういうような状況になってこういう措置をしましたとか、北海道ではこういう例がございますというような御説明を申し上げることができるわけなんですけど、これは何せ世界で最初と言っても過言ではない事業でございます。先ほど事務局長から申し上げましたように、詰めてずっと行った際に、そうした全般的にやっていく大きなフレームの過程から個別過程へ行ったときに、適切なアドバイザーとしてどうかという判断から、先ほど言ったように、業者について変更をしたという経緯の中でこうした選択をさしていただいたということでございます。

○15番（牧 義信君） 僕らもかわるなんてことは聞いてなかったし、皆さん自身もかわること何て考えてなかったとしたら、かえないかんと考えたのはだれなんですか。

○副管理者（吉岡諄一君） だれかと申し上げましたら、この病院組合がそうした作業の過程の中でそういう結論に達して今般そういう処置をとりたいということになったわけです。

○15番（牧 義信君） そりゃ、病院組合が決めたからかわったんだけど、それがかえなきゃならんという判断そのものを持ってなかったんでしょう、最初は。その判断が変わってくるとしたら、だれかの話を聞いて病院組合は判断したんだと思うけど、それは一体だれなんですか。

○副管理者（吉岡諄一君） だれかの意見を聞いたということではなしに、これは先ほどのリーガルワークアドバイザーもそのファイナンスのアドバイザーもそれぞれ首っ引きで事務局と作業をしていくわけなんです。そうした過程の中でそうした判断に立ち至ったということですから、だれかのアドバイスとか示唆を受けてかえたということではございません。

○15番（牧 義信君） 恐らく病院組合側そのものの中には判断材料ないわけでしょうから、そういうかえなきゃならんというような判断とか、例えばこの金額なんかの場合は、どういう根拠で決めていくんですか。例えば、今言うたようにパシフィックコンサルタントだと3,327万5,000円ですか、全体の量からいけば安いんだと今皆さん言ってきたけど、今のそれこそ経済状況の中からいうとそう単純に安いとも僕ら言い切れないけど、どうい

うふうに金額を決めてるんですか。

○事務局長（山下 司君） 金額の決め方につきましては、1つは先ほど副管理者が申し上げましたけれども、一緒にずうっと作業をしていくわけですけれども、その作業の量、例えば会を何回開くとか、打ち合わせを何回するとか、そういうようなことを積み上げて、それに係る事務経費でありますとか、旅費とか、そういうものも含めて経費を算出しておるといふことでございます。

○15番（牧 義信君） 別の言葉で言うたら、それぞれお互いに仕事の中で、言葉を悪く言えばなあなあで向こうの言いなりで決めよるっていうふうにも聞こえなくもないと思うんですが。そんなふうには言われんか。

○副管理者（吉岡諄一君） それは、最初にこのリーガルとファイナンスの契約を決めたときに、この議場でたしか内訳としてどういう積算の根拠かということ御説明申し上げた経緯がございます。例えばリーガルの方でしたら、法律家ですから、例えば1時間単価として法律相談の場合に大体どれぐらいなのか、30分単位らしいですけど、そうしたこととの比較のもとにそうした委託料を設定をしたということについて御報告を申し上げたと思うんですが、先ほど事務局長が申し上げましたように、こちらに来ていただく、それから滞在をしていただく、それからこうした方々が、リーガルと言わず、ファイナンスと言わず、大体どれぐらいの一日の単価なのか、報酬から割り出した単価なのかということ全部洗い出しまして、そうしたことを人役に積算をいたしましてこのような金額になったというのが過去の経緯ですし、今般の場合も同じような考え方のもとに整理をさしていただいたということです。

○15番（牧 義信君） ストレートに行きません。ちょっとこのアドバイザー料そのものについては、僕はちょっと納得できないところがあるんですけど、というところだけ言っちゃきます。

○14番（西森潮三君） さっきのチャイルドハウスのことで、参考までに余分なことかもしれんけど、NHKの番組で10日か15日ぐらい前に世界で100カ所ぐらいあるということで、非常に小児の重症病気の際に大いに効果を発揮してると、こういう話で報道されましたね。それと、1カ月ぐらい前、高知医科大学の副学長で附属病院の院長さん、相良院長先生が、ぜひ医大も欲しいと。高知医療センターはまだ病院もできてないのにこういうものを導入したこの手腕というのは大したもんです、うちもぜひ欲しいと。恐らく高知へマクドナルド財団が2つはつくってくれないと思うから、どっかそういう家族の病院の近くで宿泊できるようなホテルをやってくれるところがないか、先生ひとつどっか探してくれませんか、民間でもいいからと。それだけ今重要だという話があったということを紹介する。

○1番（池脇純一君） ちょっとPWCとパシフィックの関係で、話を聞いてましたらもともと財務については、PWCでいったと。こういう具体的な項目の段階に入ってコン

サルをかえるという、そういう意思是当初なかったと。ところが作業の過程の中で、言うたらいいアドバイスが出てこないということで、じゃあもっといいアドバイスがいただける場所を探そうということでパシフィックにかえたというような意味に受け取れたんですが、じゃあパシフィックっていうのがPWCよりかもっといいアドバイスをくれる、具体的な適切なアドバイスをくれる会社なんだというようなことを判断をする、これはわからんですわね。どういう調査をしてこの会社を判断したんですか。この会社についてはこうだという認識はどなたか持たれておったんですか。

○事務局長（山下 司君） PWCとパシフィック、先ほど答えましたとおりなんですけれども、パシフィックを選定するに当たりまして、財務の関係のコンサルタント幾つの会社の状況、また実績、いろんなものを調査をいたしました。そんな中で、パシフィックコンサルタントが現時点では一番最有力というふうに判断をいたしましたわけです。ただ、PWCがだめだからパシフィックにかえたということではなしに、先ほど若干副管理者の方からも申しあげましたけれども、いわばトータルとしてのアドバイスの時点から、今どちらかといいますと、言葉はあれですけれども力仕事みたいな段階に移っております。そうしたときにそれに一番最適なところということで、今申しあげましたようなことで調査をした上でここが最適だというふうに病院組合の方で判断をし、ここをお願いをすると、こういうふうに考えたところでございます。

○1番（池脇純一君） 費用的には、アドバイザー料はPWCとこのパシフィックでどれぐらいの差があるんですか。

○事務局長（山下 司君） 費用的にはほとんど差はございません。

○1番（池脇純一君） 具体的に数字で。

○事務局長（山下 司君） 基本的に違わないっていうところで、数字をとということでございましたけれども、去年といいますか今年度になるわけですけれども、平成13年度、そのときの先ほど申しあげました打ち合わせの量でありますとか、作業の量、これとこの14年度想定しております作業の量、そして打ち合わせ等々の回数、ここが違っておまして、総額自体は変わっております。ただ、先ほど若干舌足らずで申しあげましたけれども、大差ないというのは、その人件費に対する支出の見積額でありますとか、旅費とか、そういう事務費等々についての基本的な単価的なところ、こういうところについては変わりがないという意味でございます。

○1番（池脇純一君） だから、幾ら支払ったのか聞いてるわけ。幾ら支払いましたか、このPWCに。

○事務局長（山下 司君） 13年度は約でございますけれども、2,300万円程度だったというふうに考えてます。

○1番（池脇純一君） ほいたら1,000万円ぐらい今度はふえるわけよね。それは要するに単価は変わらないということであれば、それだけ交渉の回数がふえるということですね、

1,000万円ぐらいの。それでこの事務所ですけど、公認会計士とか規模ですね、こういうのは、まあ言うたら、基礎理論とか、あるいは具体的に現場になったらここが強いとか、弱いとかって、多少事務所の違いあるだろうけれども、財務の関係を専門にやってきてるところに、それほど甲、乙ないと思うんだけど。例えばそういう会計士でも、そういう現場の細かいところについては弱いとか、強いとか、会計士の数が違うとか、そんな規模的にも全然余り変わらないんじゃないかと思うけど、そのあたりどうなんですか。会社名だけじゃあ実態がわからんですよ、そうおっしゃられても。どれぐらいの会計士を抱えてて、どう差があるのか。そういうことでないと、おっしゃるような説明ではこういう事務所ってというのはそれほど差がないと思うんですよ。何かトラブルがあったか何かっていうことではないんですか、本当のところ。例えばこっちへ来てもらうのになかなかこっちの言うとおりに来てくれんとか、そのあたりの本音のところ、どうなんですか。具体的に事務所の公認会計士の数とか、具体的にどういうところのどんな仕事をしてるのかということを書いて、こんな違いがありますよと書いてくれたら多少わかりますよ、けど今までのおっしゃる説明ではよくわからないのね、そちらの理屈になってるんであって。ちょっと具体的に言ってください。何か別の根拠があったんじゃないかっていうふうにどうしても思ってしまうんだね。

○事務局長（山下 司君） 手元に今具体的資料を持ってないわけですけども、1つは何かあったということにつきましては、全くございません。

それで現在でございますけれども、週に1回ないし2回、ずっと高知なり東京なりで共同で作業、打ち合わせをしております。そういう頻度で、非常に一緒にやってくれる方がとにかく中心に、変わらずセンターがいて、そしてその作業をこなしていってくれる方、これが周りに常に何人か確実にいると、こういうところが基本的には前アドバイザーと今のアドバイザーの違いというふうに考えております。

○4番（川添義明君） 2点ばかり。1つは非常に当初議会で残念なのは、中身の、将来なぜアドバイザーを雇用しなきゃいけなかったというところは議会側も認めて予算計上もしてきてるわけです。そのかえたかかえなかったかというところも、その説明がやはり不十分だからこういう議論になっていくんです。本会議の前に議員協議会もあるわけで、つい最近あったんです。あったときに、実はこういう内容ですからということで、本会議の始まる前の議員協議会の中で一定そういうところは事前説明をして、それで本会議に持っていくと、こういう手法でいかないと、今後出てきますよ、同じことが。だから、そういう運営をぜひこれを教訓としてやってほしいと思います。そうしないとそれぞれの議員が、いろいろ考え方を持つわけです。ですから、ペーパーを持って議員を回るということも1つの方法でしょうけれども、やはり議員協議会の中で全員がおる中にきちっと説明をしていくという、そういう運営というものを原則にしないといかんと思う。まずそれを、今後そういうことで運営していくかどうか、確認をしたい。

○管理者（上岡義隆君） 御指摘がありましたように、何といっても議会に説明することが県民に説明することにもなるわけでもございますから、できる限り川添議員のお話の趣旨を踏まえて説明を十分にしていきたいと思います。

○4番（川添義明君） この条例のところですが、この条例で今回の条例改正については県の職員に準拠すると、こういう説明でした。将来的に私も心配なことは、市民病院にしても県立中央病院の問題にしても、それぞれ職員が今後移行していく場合、同じように県職員にすべてのことを準拠していくということを想定をして、この条例を県職員に準拠するところまで判断をしてるかどうか、それはどうなんですか。

○事務局次長兼総務課長（吉岡和夫君） 先ほどの改正条例案でございますけれども、基本的にはまず病院組合の条例のたてりが県が入っております一部事務組合につきましては、基本的に県に準拠するということが自治法上定められております。ですから、独自の形をつくらない場合には、県条例の定めるところによるという規定を、旅費条例、費用弁償条例等でもそういう形をとっております。それがまずスタイルでございます。基本的には病院が開院いたしましたら独自の形をつくっていくわけですが、現在の建設段階はそういう形でやっておることが1つでございます。

県の職員の例に準拠すると申しましたが、この条例の場合には国家公務員もすべてこういう対応ということで、県条例につきましても、市条例につきましても同じ改正がされました。そういうことで、国家公務員の費用改定の例に準じて所要の改正するという形でございます。条例のたてりとしてはそういうことです。

○4番（川添義明君） 原則論はわかっておりますが、今後においても同じことが言えるのか、現時点では原則的に県の条例、規則等に準拠して組合の運営をしていきたいと思います、しかし将来新病院が開業したときには、また別途のことを考えていきたいと、こういうことですから、その経過措置としてどういうことが起こってくるかということも、また心配なわけです。同じようなことは、今言うように議員協議会等で十分議論し、説明をしていかない限り、将来的なことを見通しますと、そこでまた混乱が起こる気がします。だから、そういう点もやはり十分留意をして運営をやってほしいという強い要望をして終わります。

○3番（小原敏一君） ピントがずれとるちゅうか、細かいことを言うかもわかりませんが、許してください。

この工業用水にかかわっての取水のことなんですが、説明では企業局が設置をした分岐点から東部の環境センターへ行く過程の、いわゆる臨港道路のところから約1km引き込むと、こういうことが考えの骨子になっちゅうようですけど、聞きよったら市の設置をした部分は協力をいただいたと、こういうお話だったんですけど、この県市統合病院には、折半というか、半々でやろうというのが基本にあります。この分岐点から取水するところへ行く部分にかかった費用というのは、大体どのくらいかかっちゅうかというがをお聞き

したい。金額はまた後でも構いません。

僕が言いたいのは、今のお話は、事務局の方が市の方と話をして腕立てたという意味ではええかもわからんけど、東部の環境センターが使う水の量、それから病院が使う量を含めて県の企業局がつくったところから分岐をとろうとするところまでは、やっぱり病院も費用負担をせないかん。新たに病院まで行く1kmのところ、どのくらい費用がかかるかは、77万円で設計委託しないとわからんと思うんですが、既に設置をしちゅう延長と今度引こうとする延長が大体地図の上で言うたら似たり寄ったりだから、新たに引き込む金額と既に引っ張っちゅう金額が、年度が多少違うき費用は当然変わってくると思うけど、やっぱりただで使わせてもらうというのは、妙に縣市折半でいこうという精神に反するよるに思うけど、そこはどうです。

○副管理者（吉岡諄一君） 確かに県、市折半ということが原則で、それに対する投資した費用がそういうことであれば、そういう論理になっていこうと思います。その辺については、今どれくらい経費がかかってどうなのかということについて調査しておりませんので、その辺りの調査もして、また執行部、我々市の考え方も整理をして、しかるべき時期にお話を申し上げたいというふうに思います。

○3番（小原敏一君） 僕の言いたいのは、もう古うなったというても企業局の設置したところから今度とろうとするところまで、それなりの高知市の金がかかちゅうと、そこを今の説明ではただでとろうとしゅうがやき、そこ妙に理解ができんということだけ要望しときます。

○5番（川田雅敏君） ちょっと関連しまして、老婆心ながら申し上げるんですけども、確かに工業用水ですね、県の企業局の方は割り当ての、去年ぐらいで半分ぐらいの量は使ってなかったんですけども、鏡川から取水してるもんですからたびたび節水のとときには工業用水さんの方に大きくお願いもしたりしてるわけですけども、統合病院の方で年間どれぐらいの水を使う予定にしとるのか、企業局の方とそこら辺の湧水時の話も若干はされておるのか、中心的に使うんですから対策もしよいとは思うんですけども、そのあたりどんな話になってるのか、ちょっとわかっておればお聞きしたいんですけど。

○事務局長（山下 司君） 今御指摘いただいておりますことも含めて、先ほど副管理者が申したようなことで、全体的に取りまとめをいたしまして、また御報告をさしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○6番（吉良富彦君） 14ページのことでんですけども、病院機能の現況を調査するということですけども、これ今後どのようにそれを利用していくのかってことがちょっといまいち見えませので、教えていただきたいということと、それから移行業務があると思うんですけども、統一カルテそのものがちょっとわかりませので説明してください。

で、業務そのものをこちら側から委託するということなんですけども、委託される側は、今現在、県立、あるいは市民病院で医療に従事している方ですよ。その一方で、現在の病

院の事業をやりながら、新たに病院組合から来るこの委託の業務を遂行していくということにおいて、どのような人材の配置を想定しているのか。今の現在の医療業務に支障はないのかどうなのか、ちょっとそれも教えていただきたいと思います。

○事務局長（山下 司君） まず、両病院の現況調査でございますけれども、大きくは職員調査と利用者調査がございます。それでこの調査やる趣旨でございますけれども、この調査によりまして現況がわかるわけでございますけれども、この現況について、医療センターの開院時との比較というのが1点。それから、この調査によって両病院の特性とか問題点、こういうことを職員がみずから認識をし、これから開院に向かって一緒になって業務改善をしていくと、こういう趣旨でございます。それで2つの調査内容があるわけですが、1つ目の職員調査が、また大きくは2つに分かれておりまして、1つはタスク調査、1つはモラル調査でございますけれども、タスク調査というのが業務量、こういうところを調査する。また、ひいといでございまして、1日について15分刻みで業務をどういうふうにやっておるかといったことを記録して集計、分析すると、こういうものでございます。

それから、意識的なところでございまして、これにつきましては、仕事に対する考え方でありまして、対人の関係について、どう思っておるかとか、利用者の満足に対して自分がどんな評価をしておるか、そういうのを各職務別、また職階別、こういうところで実施をいたしまして分析調査をしようという内容になっております。

それから、利用者につきましては、入院患者さん、外来患者さん、ここにアンケートをとりまして、トータルではこの病院に対してどういうふうに感じておりますとか、職員の態度について、言葉遣いについてどう思っておりますとか、入院患者につきましては食事の内容、例えばお昼また就寝する時間、面会時間、等々に対するご意見、いろんなそういう調査をするように考えております。

それから、もう1つの利用者調査、これにつきましては、診療圏、この圏域内での利用者、この方々がこの病院についてどういうふうと考えておるか、こういったことを調査しよう。そして、これについて分析に結構時間がかかりますので、6月ぐらいにはその分析結果を得たいというふうに考えております。

委託先といたしましては、社団法人であります病院管理研究協会、ここにお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

それで経費につきましては、先ほど申し上げましたように2,000万円というふうに考えております。

それから、両病院の統一業務の関係でございますけれども、これから両病院、統合に向けて業務の統一を図っていく必要があるわけでございます。これには、数々課題があるわけですが、16年度中の開院ということを考えますと、具体的に次々にアクションを起こしていかん時期になっておることであるのでその最初のアクションとして、

まず診療録——カルテを統一して運用していきたいと。その統一によりまして、今後電子カルテ等々につなげていくと、こういうことをございまして、両病院で作業をしていただいてカルテの統一化を図っていこうというものでございます。

概略、以上でございます。

○6番（吉良富彦君） 作業をするのは実際どなたなんですか。一部の者で済むんですか、何人ぐらいがそれを担当していくわけです。

○事務局長（山下 司君） 今の作業の方は、後段の方でございましょうか。

○6番（吉良富彦君） そうです。

○事務局長（山下 司君） 後段の方につきましては、両病院の現場でやっていただくこととなります。基本的には当然医師、そして事務に携わる人間が中心になりながら、当然看護婦、こういう方々にも協力いただきながらやっていくと、こういうふうを考えております。

○6番（吉良富彦君） そんなあいまいもことしたことじゃなくって、一体どこが責任を持ってやるのですか。そういう部署があるわけですか。やっぱし職員が電子カルテというものについて理解を深めながら統一カルテをつくっていく中で、よりよいものにしていくという意欲もなくってはいけないわけでしょう。何か非常にあいまいもことしているような、どこか一部だけでやったら済むみたいな話なんですけど、そうじゃないんじゃないかと思うんですけども。

○事務局長（山下 司君） これは中央病院、市民病院、それぞれでいわば総がかり的に取り組んでいただくと、こういうこととなります。ちょっと言い方がまずかったかもわかりませんが、電子カルテということではなしに、現在、カルテ自体が両病院で違う紙を使っております。そして、その扱い方についても違う扱い方をいたしております。そういうことで、1つにはその様式的なところを統一しようと、またその取り扱いについても同様の取り扱いをするようにしようと。こういうことで、現在ありますカルテを統一的に作業をして整えていこう、そして新規の分については新しくつくった様式に基づいてそれぞれ運用をしていこう、こういう内容でございます。

○6番（吉良富彦君） だから、それはだれがやるんです。一部の者だけでいいんですか。例えば市民病院ならどの部署がそれを進めていくんですか。それがわからないからちょっとお聞きしてるんです。

○事務局長（山下 司君） 全部署で対応していくと……

○6番（吉良富彦君） 全部署。

○事務局長（山下 司君） カルテというのは診療科全部にございますし、レジのところにもございます。

○6番（吉良富彦君） いやいや、具体的に業務はだれがやるんです。どこが窓口なんです、市民病院で言うと。この、委託します、受けますの。

(「委託、それは全然それは違うろう」と言う者あり)

○事務局長(山下 司君) 委託の方は現況調査の方でございます。現況調査について現況の方は社団法人に委託してその調査をやっていただきます。

そして、カルテの統一化については、両病院の現場で全総がかりで職員がやっていくと、こういう関係になっております。

(「よし、わかった」と言う者あり)

○6番(吉良富彦君) そうすると実際どういうカルテにするのかだとか、実務をする部分が要るわけでしょう。それはどういう配置になってるのかってことを聞いてるんですよ。

○副管理者(吉岡諄一君) このカルテの統一化というのは、1つの病院にしますので、これはもう不可欠の前提としてやっていかなければならない課題で、この後には例えば病名について、風邪一つとりましても医師一人一人が違っておるといような、大きな課題が残っておるわけです。そういう意味で病院組合で、さまざまなワーキンググループの1つの集約として先ほど申し上げましたことが検討されてきたわけです。それで1つの様式となって、この4月から両病院で取り組もうということで、今事務局長の方からお話がありましたように、こちら側へ経費を組んでお願いをして向こうで受けていただくという格好にはなりますけれども、これは病院組合、新病院への対応ということだけではなしに、そのことを通して現病院を、意識改革を含めてどのような形でやっていくのかということと総がかりでやっていかなければならない課題です。実務的には、事務部の方で手配はしていきますが、先ほど申し上げましたように、カルテですからドクターを中心として、さまざまな職種が絡んでそれをやっていくと。市民病院の方の経験でいきましたら、かつて数年前にオーダリングシステムを導入したときにどういう体制であったかといいましたら、医師入力ということですから、ドクターが中心になって頻繁に会を持ったりして、総がかりで導入を図ってきたと。同じような手法で病院として総がかりでやっていく、これは県立中央病院も全く同じようなことで、同時期に進行して行って1つの結論を、統一したものを、見出していくという作業ですから、何か部署を、特定の組織上を設けてやったりするような代物ではないということはいえようと思います。

○6番(吉良富彦君) それで日常の業務に支障が出てくる懸念はないんですか。最初に私はそれを聞いたんですけども。

○副管理者(吉岡諄一君) むしろ日常の業務をこのことを通して改善をしていくということが1つのねらいにもなっておるわけです。先ほど申し上げました意識改革、新病院へいかにしてスムーズに移行していくかということもあわせてやっておくわけですから、物理的に確かにそのことに対して手をとられたり、考える点ではとられていくかもわかりませんが、その業務を通じて今現病院の医療機能を高めていく、医療について考えていく一つの契機になっていくのではなかろうかというふうに考えています。

○6番(吉良富彦君) 私がちょっと心配しているのは、中堅のところの看護婦さんやな

んかが随分と退職をしていってるんじゃないかと。それは、現況の医療業務と、そして期間を限られた新病院へ移行していく業務との、物理的なものも1つの要因じゃないのかというふうに言われてるんですよ。これをやっていって、せつかくの今中心でやってる看護婦や医者なんかも含めてやめていくことになると逆効果ですよ、思ってることと。角を矯めて牛を殺すようなことになってはいかんじゃないかと思ひまして聞いたわけですけども。そういうためにはやっぱり部署もしっかりさせて、労働時間の問題も含めて、きちっと保障しながら移行に向けていくような手だてや組織が必要じゃないかと思ってるんです。何かのっそでござうござうごちゃごちゃ行きながら行くみたいなことなんで、これじゃあ被害者も続出するんじゃないかと懸念するわけですけども、それについてはどうなんですか。

○副管理者（吉岡諄一君） 今、後段の方で申し上げられましたいわば労働基準法等の法令、あるいは職員がゆとりを持ってそうした業務に遂行していくということは、医療現場としては当然のことですが、管理者の責任においてそのことは留意をしていかなきゃならんというふうに考えるわけです。ただ、今こういう作業があるから看護婦さんが次から次へ退職していくと、角を矯めて牛を殺すたぐいではないかという御指摘がありましたけれども、病院が統合して移行していく際に、これをする必要がない作業でしたら確かにそういうことになるわけですが、これは先ほど申し上げましたように、この統一化というのは病院を統合していく大前提になります。このことと、やめられるということは、それぞれのやめられる方にとってはいろいろの理由があるろうと思ひますけれども、必ずしもリンクをしてないというふうに考えてます。

○10番（下本文雄君） そうなるとその2,000万円、1,000万円ずつですか、これは具体的に言うたら両病院のどんなところに費用としては使われるわけですか。

その移行業務の中の予算。

○事務局長（山下 司君） 経費の内容でございますけれども、1つはカルテそのものの紙代、それからそれを入れるファイル代、それを納めるカルテの棚、こういう消耗品また物品、こういうもの。それから、一部高度化、こういうものを図らなければならないとか、システム関係の経費、そういうものが中心になっております。

両病院ではそういう経費を支出予算として計上し、その収入となるべきものを病院組合で負担金として計上しておると、こういう関係になっております。

○議長（久保昭一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（久保昭一君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。



採 決

○議長（久保昭一君） これより採決に入ります。

まず、議第1号平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算を採決いたします。
本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（久保昭一君） 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（久保昭一君） 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（久保昭一君） 挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会のあいさつ

○議長（久保昭一君） これより管理者のごあいさつがあります。

○管理者（上岡義隆君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、先ほど御審議いただきました3件の議案を提案いたしましたところ、議員の皆様方には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、ただいまはそれぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御審議の過程でいただきました貴重な意見や御提案、御提言を十分心に銘じまして、今後の高知医療センターの整備、運営に努めてまいりますとともに、県民、市民の皆様

待にこたえるためにさまざまな問題に挑戦してまいりたいと思います。

議員の皆様には、高知医療センターの整備運営のため、今後も一層の力添えを賜りますように、重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（久保昭一君） 以上をもちまして、平成14年2月高知県・高知市病院組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時45分 閉会

議席の一部変更（案）

（変更議席図）

| | |
|--------|-----|
| 書記・記録 | |
| 議長 副議長 | |
| 1 | 1 6 |
| 2 | 1 5 |
| 3 | 1 4 |
| 4 | 1 3 |
| 5 | 1 2 |
| 6 | 1 1 |
| 7 | 1 0 |
| 8 | 9 |

平成14年 2月26日

高知県・高知市病院組合議会議長 久 保 昭 一 様

高知県・高知市病院組合管理者 上岡 義隆

印

議案の提出について

平成14年 2月高知県・高知市病院組合議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第 1 号 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算

議第 2 号 平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第 3 号 高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案

平成14年2月高知県・高知市病院組合議会定例会議決一覧表

議案関係

| 事件の 番 号 | 件 名 | 議決結果 | 議 決 年月日 |
|------------|---|------|------------|
| 第1号 | 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計予算 | 原案可決 | 14. 2 . 26 |
| 第2号 | 平成13年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算 | 原案可決 | 14. 2 . 26 |
| 第3号 | 高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案 | 原案可決 | 14. 2 . 26 |

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副議長

議 員

議 員

議 員